# 社保・国保審査委員合同協議会

と き 令和 5 年 9 月 14 日 (木) ところ 山口グランドホテル

> 「報告:専務理事 伊藤 真一 | | 理 事 藤原 崇 \_

### 開会挨拶

加藤会長 岸田第二次改造内閣では、組織内候補の自見はなこ 地方創生担当大臣も含め日本医師会関係から二人の大臣が就任された。武見敬三厚生労働大臣におかれては、医療経済に精通されていることから、次期診療報酬改定の重要性は十分に認識されているところである。

医療においては、「全国医療情報プラットフォーム」「電子カルテ情報の標準化」「診療報酬改定DX」とDX化が進んでおり、令和6年度のトリプル改定へ向かうことになる。診療報酬改定は施行が6月になることが決定(薬価改定は4月)したところであるが、内容に注視をしていく。本日は、審査委員間の情報交換をしていただき、中身の濃い協議会になるよう願い、挨拶とする。

続いて、萬 社保審査委員長・土井国保審査会会長から、社保では不合理な支部間差異解消に向けて審査業務の集約化等を行い2年目となる。国保においても審査基準の統一化に向けて、現況では18,041項目が提出され、検討を行い、そのうちの36項目は統一化の公表を行ったところであるが、528項目については医学的判断を必要とする項目となり、コンピュータ審査には該当しないこととなった等の挨拶が行われた。

#### 協議

# 1 社保・国保審査委員連絡委員会(7月6日) 報告

本会報 8 月号(No.1956)に掲載のため省略。

※社保国保審査委員連絡委員会(令和5年7月 6日)の一部修正

標記委員会につきましては、山口県医師会報(令

和5年8月号)に掲載しておりますが、協議1 につきましては、以下のとおり、手術項目を追記 しましたので、差し替えをお願いいたします。

# 協議 1 膵管の手術時に使用する特定保険医療 材料の算定について[支払基金]

下記における胆道結石除去用カテーテルセットの適用外使用について協議願いたい。

(1) 膵石治療時における胆道結石除去用カテー テル (バルーン及びバスケット) 等の使用に ついて

<u>K699-2 膵結石除去術(経十二指腸乳頭に</u> よるもの)他

(2) 十二指腸乳頭以外の拡張(良性胆道狭窄、 悪性胆道狭窄、膵管狭窄、瘻孔)における胆 道結石除去用カテーテル(十二指腸乳頭拡張 機能付き)等の使用について

<u>K682-4 超音波内視鏡下瘻孔形成術 (腹腔内</u> 膿瘍に対するもの)

<u>K707-1 膵嚢胞外瘻造設術(内視鏡による</u> もの)

K708-3 内視鏡的膵管ステント留置術 他

(1)(2)ともに、手術時に使用した特定保険 医療材料の使用理由の詳記を必要とし、その内容 により審査委員会の判断となる。

# 2 HIF-PH 阻害剤(腎性貧血治療薬)の取扱い について [国保連合会]

令和3年2月の社保・国保審査委員連絡委員会において、HIF-PH阻害剤(腎性貧血治療薬)の1回の処方上限は「30日分を目途とする。」とされたが、30日分を超えて処方されている事例が散見される。当該取扱いについて再度協議願い

たい。

〔関連記事〕「山口県医師会報」

令和3年3月号·社保国保審查委員連絡委員会

処方上限日数の縛りを取るが、長期間の投与に ついては審査委員会の判断とする。

#### 3 ルーチン検査の算定間隔について「支払基金」

平成23年1月の社保・国保審査委員連絡委 員会において、ルーチン検査(肝炎ウイルス検 査 (HBs 抗原、HCV 抗体)及び感染症血清反応 (TPHA(定性)、梅毒脂質抗原使用検査(定性))) の再入院時における算定間隔は、「6か月を目安」 とされ、令和元年8月の社保・国保審査委員合 同協議会において、手術前のルーチン検査は、「6 か月を目安とする。なお、疾患が新たに疑われた 場合は、『疑い病名』を記載することで、6か月 以内でも認められる。」とされた。

しかし、令和5年5月に行った支払基金の審 査上の取扱い調査において、7割以上の都道府県 で、別表の算定間隔が「3か月に1回」という結 果であったことから、ルーチン検査の算定間隔に ついて、再度協議願いたい。

[関連記事] 「山口県医師会報」

平成23年3月号·社保国保審查委員連絡委員会

ルーチン検査における「肝炎ウイルス検査(HBs 抗原、HCV 抗体)及び感染症血清反応(梅毒血 清反応 (STS) 定性、梅毒トレポネーマ抗体定性) | の算定間隔を「3か月に1回」へ変更する。(P677 掲載、「ルーチン検査一覧表」のとおり)

#### 3 保険医療機関等からの意見・要望

#### 〈在宅医療〉

#### No.1 在宅酸素療法の適用病名

平成25年8月の社保・国保審査委員合同協議 会において、在宅酸素療法指導管理料は「対象病 名としては慢性呼吸不全が必要と解される」との 記載があるが、現在でも呼吸不全の場合は必ず「慢 性」が必要となるか。【山口県病院協会】

「慢性」の表記又は病状の注記を必要とする。

#### No.2 電子的診療情報評価料

総合病院に患者を紹介し、治療や検査を行った 後、当該総合病院から診療情報提供書を持って退 院。その後、本診療所を再受診した際、電子的診 療情報評価料を算定したが認められなかった。

支払基金に照会したところ、「B009-2 電子的 診療情報評価料の(3)が査定理由であり算定で きない」と回答された。

総合病院で治療後に再受診された患者が、なぜ 同(3)の対象になるのか理解できない。

(社保)【下関市】

【参考】(B009-2 電子的診療情報評価料の(3)) 電子的診療情報評価料は、提供された情報が当 該保険医療機関の依頼に基づくものであった場合 は、算定できない。

患者を総合病院等へ検査依頼し、その後、本診 療所を再受診した際等に、当初、依頼したもの以 外の電子的診療情報を入手された場合、算定は可 能である。

### - 出席者 -

#### 社会保険診療報酬支払基金

審查委員 25名

#### 国民健康保険診療報酬

審查委員 26名

### 県医師会

会 長 加藤 智栄

副会長 沖中 芳彦

専務理事 伊藤 真一

常任理事 前川 恭子 上野 雄史 茶川 治樹

縄田 修吾

白澤 文吾 理 崇 竹中 博昭 事 藤原

> 木村 正統 出 紳爾 藤井 郁英

國近 尚美

藤野 俊夫 宮本 正樹 監 事

しかし、本事例は当該診療所が検査を総合病院 あてに依頼された後、患者が総合病院で検査のみ を行い、その後、当該診療所を再受診されたタイ ミングで、地域の専用医療情報ネットにより、当 初、依頼した検査結果のみを入手されていたこと が、保険者再審査請求により、審査機関で確認さ れたため、この場合は算定要件を満たさないこと から査定はやむを得ない。

#### 〈投薬・注射〉

### No.3 サムスカの外来投与

心筋梗塞後慢性心不全で厳重なコントロールが 必要な糖尿病患者で、利尿効果の強い SGLT-2 阻 害薬のフォシーガとサムスカ OD(7.5) にルー プ利尿薬を加えると脱水の危険が大きいため、サ ムスカ OD(7.5) とフォシーガの使用を行った。 サムスカ以外の利尿薬では心不全のコントロール が困難であり、フォシーガは利尿効果が強く慢性 心不全にも効果が大きい。当該患者の糖尿病にも 効果が大きくコントロールも上手くいっていた。 このような場合、いくら SGLT-2 阻害薬に利尿効 果があってもサムスカを使用するためにはループ 利尿薬等が不可欠となるか伺いたい。【下関市】 [関連記事]「山口県医師会報」

平成 29 年 9 月号·社保国保審查委員連絡委員会

添付書の用法に「他の利尿薬と併用して使用す ること」とあるとおり、利尿薬投与は必須である。 利尿薬を併用できない状況があれば、その症状詳 記の内容により審査委員会の判断とする。

#### No.4 抗生剤の適応範囲

S状結腸憩室炎に対して、セフゾンカプセル(セ フェム系製剤)3日分投与したところ、原審査に て査定された。再審査請求したが原審査どおりで あった。

電話で査定理由を確認したところ、セフゾンカ プセルは大腸憩室炎の適応はない、再審査は複数 の審査員が審査しているので、審査決定どおりと の回答であった。

抗生剤の適応は、代表的な疾患が記載されてい るとの認識で使用しているため、審査委員合同協 議会にて、抗生剤の適応範囲について協議願いた い。(国保)【吉 南】

適応症どおりの保険請求が原則である。当該事 例については、憩室炎に対する第三世代のセフェ ム系抗生剤は臨床上の効果が認められないため、 算定不可となる。

#### No.5 複数医療機関での癌化学療法

精神科病院に入院中の患者が、一般病院の外来 あるいは入院で癌化学療法を行うことに問題はな いか国保連合会へ問い合わせたところ、「二つの 医療機関で癌化学療法を行うことは疑問」と言わ れ、一つの医療機関で薬剤投与・管理を行わなけ れば、投与後の副反応などの管理が適切に行えな いので、両医療機関での算定はできないとの回答 であった。そうすると、一方の医療機関では診療 報酬上の請求ができないことになるが、どのよう にしたらよいのか伺いたい。(国保)【山口市】

「入院中の患者の他医療機関への受診」のルー ルが適用されるため、入院医療機関においては管 理料が算定され、他医療機関においては「当該専 門的な診療に特有な薬剤を用いた受診日の投薬又 は注射に係る費用(処方料、処方箋料及び外来化 学療法加算は算定不可)」は算定できる。

# No.6 PPI 注射薬(プロトンポンプ阻害薬)の 薬効

PPI 注射薬 (プロトンポンプ阻害薬) について、 薬効は主に「出血を伴う胃潰瘍、十二指腸潰瘍、 急性ストレス潰瘍及び急性胃粘膜病変」である。 「上部消化管出血」は該当となるか伺いたい。

【山口県病院協会】

該当となる。

#### 〈手 術〉

# No.7 下大静脈フィルター除去術と回収型下大 静脈留置フィルターセットの査定

支払基金の外科レセプトで下大静脈フィルター 除去術と回収型下大静脈留置フィルターセットが 査定された。査定理由については、「留置後抜去することを前提としたテンポラリー下大静脈留置フィルターに該当しない。」を根拠ということであった。

しかし、下大静脈留置フィルターの留置は短期 に留めることが望ましいとされており、回収型下 大静脈留置フィルターを使用することがガイドラ イン上で推奨されている。

このことから、該当のレセプトに関しても、回 収型下大静脈留置フィルターを使用することは診 療上、必要なことであり、今後の査定について、 再考いただきたい。(社保)【山口県病院協会】 【参考文献】

・肺血栓塞栓症および深部静脈血栓症の診断、治療、予防に関するガイドライン (2017 年改訂版)

本事例内容は算定可能であるため、再審査請求願いたい。

#### No.8 口腔、顎、顔面悪性腫瘍切除術の査定

K425の口腔、顎、顔面悪性腫瘍切除術を算定しても、その他の低点数の術式に査定されることが多いため、この手術はどのような手術に算定できるのか伺いたい。

具体的な例として、下顎歯肉癌(T4aN2bM0) の症例に対して、K425:口腔、顎、顔面悪性腫 瘍切除術を算定したところ、K439-2 の下顎骨悪 性腫瘍手術切断(おとがい部を含むもの)へ査 定された。切除範囲としては、腫瘍に安全域をつ け、口腔内は、口腔底、頬粘膜、口腔底筋群、外 側翼突筋を腫瘍につけ、頸部から、下顎骨を顎関 節、筋突起を含めて摘出、下顎骨に耳下腺浅葉、 咬筋、顔面神経下主枝を切離し、頸部郭清組織を 含め、すべて腫瘍と一塊にして摘出した。これだ けの切除範囲になったため、K425を算定したが K439-2 に減点査定された。下顎骨悪性腫瘍手術 は、下顎骨から発生し、下顎骨内にとどまってい る。あるいは、進展範囲が軽微であり、下顎骨の みを切除範囲とすることで切除可能な病変に対し て算定されると考えている。

なぜ本症例では、K425 は算定できなかったのか、算定するにはさらにどこまでの切除範囲が必

要だったのか伺いたい。(社保)【山口県病院協会】

事例の詳記内容から、手術の顔面部位の範囲が 小さいと判断された可能性があるが、本レセプト は、支払基金本部の特別審査委員会が査定の判断 を行っており、同委員会から直接、当該病院へ説 明するとのことである。

# No.9 グラフトン DBM 使用時の K059 骨移植 術 3 ロ (その他) の算定

脊椎手術時(切除骨利用時)、グラフトン DBM (ヒト脱灰骨基質使用吸収性骨再生用材料)を使用していれば、K059 骨移植術 3 口(その他)は算定対象となるか伺いたい。【山口県病院協会】

自家骨と併用している場合に限り、算定対象となる。

### No.10 L008 閉鎖循環式全身麻酔 4 の算定条件

全身麻酔時、半側臥位での L008 閉鎖循環式全 身麻酔は算定可能か伺いたい。【山口県病院協会】

上半身の角度が 45 度以上の場合は認められる。その他の場合は詳記の内容により審査委員会の判断とする。

### 〈検 査〉

# No.11 超音波検査(心臓超音波検査)(経胸壁 心エコー法)の査定基準

胸痛で循環器内科を受診した患者に対し、心電 図・胸写のみで胸痛の鑑別、狭心症、心筋症、心 不全などの診断は困難であるため、超音波検査(心 臓超音波検査)(経胸壁心エコー法)を用いて診 断を行ったが査定となった。

「JCS2018 慢性冠動脈疾患ガイドライン」 P22において、安静時心エコー法は症状の有無 を問わず、非侵襲的で冠動脈疾患が疑われる患者 の初回評価として行われるべきと記載があるとお り、算定は可能ではないのか。

(社保)【山口県病院協会】

狭心症の確定病名があれば認められる。

# No.12 前立腺がん検診で要受診患者となった 場合の経過観察での PSA 測定について

前立腺がん検診で PSA が要受診の値であった 場合、市の検診実施要領では1年後に検診を受 けた医療機関に受診となっているが、PSA の算定 要件が、「診察、腫瘍マーカー以外の検査、画像 診断等の結果から、前立腺がんの患者であること が強く疑われる場合」とあるため、内科開業医で 前立腺エコー、CT等を行わない場合は、健診で 要受診との結果により PSA を測定したとしても、 保険で算定することが認められない。これでは健 診機関に受診する意味がないのではないか。

【吉 南】

「診察」により、前立腺がんの患者であること が強く疑われる場合は認められることから、「前 立腺がん疑い」の病名があれば算定は認められる。

#### 〈入院料〉

#### No.13 緊急再入院の DPC での退院時処方

緊急再入院の場合、退院時処方の算定は全日分 認められるか伺いたい。

(例) 7/3 退院時 14 日分処方、7/7 緊急再入院 の場合【山口県病院協会】

緊急再入院の場合、退院時処方の算定は全日認 められる。

※ 以上の新たに合意されたものについては、令 和5年11月診療分から適用する。

### ルーチン検査一覧表

検査項目	ルーチン検査名	入院時	手術前	内視鏡前
尿	尿中一般、沈渣(染色を除く)	0	0	×
便	潜血反応、虫卵、ヘモグロビン	0	0	×
血液	末梢血一般、血液像	$\circ$	$\circ$	×
生化学(I)	D007-1~5	$\circ$	$\circ$	×
肝炎ウイルス	HBs抗原	$\circ$	 精密検査も可	 精密検査も可
	HCV抗体	$\circ$	$\circ$	$\bigcirc$
免疫学的検査	血液型検査(ABO・RH(D))	輸血病態に限る	輸血病態に限る	×
	CRP	0	0	×
感染症血清反応	梅毒血清反応(STS)定性 梅毒トレポネーマ抗体定性	0	0	0
循環機能検査	心電図	0	0	×
画像診断	胸部X線	0	0	×

### (1) 再入院の場合の取扱い

- ・前回退院日から1年以内の再入院時における血液型検査は重複とみなす。
- (2)梅毒検査・HBs抗原・HCV抗体の検査の間隔は3か月を目安とする。
  - ・以前入院の場合は前回退院日から
  - ・疑い病名があれば3か月以内でも可
- (3)表はルーチン検査の目安であり、病名及び症状等から必要に応じて請求する。